

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第150期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

【会社名】 株式会社A D E K A

【英訳名】 ADEKA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 櫻井 邦彦

【本店の所在の場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 財務・経理部長 志賀 洋二

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号

【電話番号】 03（4455）2812

【事務連絡者氏名】 財務・経理部長 志賀 洋二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社A D E K A 大阪支社
（大阪府大阪市中央区南本町四丁目2番21号）

株式会社A D E K A 名古屋支店
（愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第1四半期連結 累計期間	第150期 第1四半期連結 累計期間	第149期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	41,989	40,829	178,198
経常利益(百万円)	3,442	2,286	14,374
四半期(当期)純利益(百万円)	2,169	1,344	6,921
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,095	1,535	5,949
純資産額(百万円)	124,070	127,128	126,784
総資産額(百万円)	204,425	208,662	207,779
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	21.00	13.02	67.01
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	59.1	59.3	59.5

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2. 売上高には消費税等は含まれていません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
4. 第149期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクについての重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から同年6月30日）における世界経済は、中国をはじめとする新興国の成長は続いているものの、欧米においては高水準な失業率や債務問題などから減速感が見られるなど、景気回復のペースは緩やかなものとなりました。一方、国内は、東日本大震災の影響による経済活動の停滞に加え、電力供給問題、原油をはじめとする資源価格高騰など、厳しい状況で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野におきましては、自動車関連分野では、震災の影響を大きく受け生産数量が減少しました。IT・デジタル家電分野では、震災により消費が一時的に落ち込みましたが、省エネ製品や地デジ対応製品への買い替え需要などがあり総じて堅調でした。また、国内の加工油脂分野におきましては、生産数量は前第1四半期連結累計期間並みとなりましたが、被災或いは原材料・包材などの調達困難による一部製品の生産停止や原材料価格高騰の影響などにより、厳しい事業環境となりました。

このような状況のなか、当社グループは、総力を結集して震災被害にあった国内4工場の早期復旧に取り組み、6月末に相馬工場の稼働が再開したことにより全ての工場が復旧しましたが、業績に大きな影響を受けました。一方、成長戦略として「新製品の創出」と「海外事業の拡大」を強力に推し進め、持続的成長に向けた布石を着実に打ち、経営基盤の強化に一段の努力を重ねてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、前第1四半期連結累計期間に比べ11億59百万円（前年同四半期比 2.8%）減収の408億29百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ12億50百万円（同 36.1%）減益の22億14百万円、経常利益は前第1四半期連結累計期間に比べ11億56百万円（同 33.6%）減益の22億86百万円、四半期純利益は前第1四半期連結累計期間に比べ8億24百万円（同 38.0%）減益の13億44百万円となりました。

< 報告セグメントの概況 >

(化学品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ11億65百万円（同 +4.1%）増収の298億16百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ3億39百万円（同 11.7%）減益の25億54百万円となりました。

情報・電子化学品

半導体材料は、スマートフォンなどの多機能携帯端末の普及拡大に伴い、省電力設計の先端的な半導体メモリで使用される高誘電材料が海外を中心に伸長しました。

液晶フラットパネル他に使用される各種材料では、光硬化樹脂が好調でしたが、超微細回路形成用エッチング薬液や高純度ガスなどは、顧客の生産調整等により販売数量が減少しました。

機能化学品

樹脂添加剤は、自動車減産の影響などを受けましたが、一方で国内の住宅向けや海外向けの販売は堅調に推移し全体では前第1四半期連結累計期間を上回りました。

水系樹脂は、海外向けや建築用途などで堅調でした。

界面活性剤は、海外向け塗料用途や衣料用洗剤向けが伸長し好調でした。

潤滑油剤は、BCMS（事業継続マネジメントシステム）に基づき、津波被害による生産停止の影響を最小限に抑えましたが、前第1四半期連結累計期間を下回りました。

基礎化学品

プロピレングリコール類などは、堅調に推移しましたが、過酸化水素及びその誘導品は、計画停電の影響で生産を一時的に停止したことにより販売数量が大きく減少しました。

(食品事業)

当事業の売上高は前第1四半期連結累計期間に比べ22億42百万円（同 18.0%）減収の102億18百万円となり、営業利益は前第1四半期連結累計期間に比べ9億51百万円減益の4億8百万円の営業損失となりました。

当事業の主力工場となる鹿島工場及び鹿島工場西製造所が震災の影響を大きく受け、約2ヶ月間、生産を停止或いは縮小していたことが要因となり販売数量が減少しました。

利益面では、子会社の収益改善や原価改善に努めてまいりましたが、震災による販売減少に加え、原材料価格の高騰が影響し採算が大きく悪化しました。

(2) 対処すべき課題

グループ戦略課題

当第1四半期連結累計期間において、グループの戦略課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」）

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為（以下「大規模買付行為」といいます）がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに一方的に大量の株式の買付を強行するような動きが顕在化しつつあります。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と環境に優しく顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに株主及び投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動により、当社は社会から信頼され、真に必要とされる魅力ある企業となることを目指しています。

このような事業活動を通じて、持続的に発展し企業価値を向上させ、株主の皆様への利益還元と社会貢献を行ってゆくことが当社の使命と考えています。

以上のような理念に立脚し幅広いステークホルダーの利益を尊重しその結果として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の拡大につながる健全かつ持続的な成長・発展が当社の経営の基本方針であり、創業以来、長きにわたりそのような経営を実践・継続することで築き上げてきた顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが当社の企業価値の源泉となっています。

当社は、上記の経営理念のもと新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指しています。

平成21年度よりスタートした3ヵ年の中期経営方針では、「事業環境の変化に対応した成長への基盤強化」を推進しています。製品の市場競争力を一段と高め、新たな事業領域の拡大を図るべく、以下の諸施策を今後の最重要課題として推し進めてまいります。

- 環境変化に対応した、成長分野への集中と新規事業の創出
- コア事業・成長事業におけるM&A・アライアンス戦略の検討
- CSR経営とコーポレート・ガバナンスの強化
- 海外事業のさらなる推進
- 人材育成・強化

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして平成19年5月24日の取締役会決議で導入を決議し、同年6月22日の当社定時株主総会で承認をいただいた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について、平成22年6月22日開催の定時株主総会にて、所要の変更（以下、「本改正」といいます）を行った上で、同対応方針を継続すること（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）をご承認いただいています。

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為への対応及び本プランの適正な運用を担保するための手続等を定めたものであり、その概要は以下の通りです。

本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって当社といたしましては、株主の皆様に対してこれらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から当社は、上記1の基本方針を踏まえ大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記（e）に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。本プランの内容について

本プランの内容は以下の通りです。

- (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義
- (b) 意向表明書の提出
- (c) 大規模買付者に対する情報提供要求
- (d) 取締役会評価期間の設定等
- (e) 独立委員会の設置
- (f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議
- (g) 大規模買付情報の変更
- (h) 対抗措置の具体的内容

本プランによる買収防衛策の継続、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、平成25年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、()本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認されなかった場合、()当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または()当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

株主及び投資家の皆様への影響について

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、例外事由が該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断した理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下の通り充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上

事前の開示

株主意思の重視

外部専門家の意見の取得

独立委員会の設置

デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記の通り、本プランの導入は、当社の企業価値、株主共同の利益に合致しており、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えています。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、17億22百万円です。

また、当第1四半期連結累計期間の研究開発活動状況に重要な変更はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び戦略的現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、経営者の問題認識と今後の方針についての変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	103,651,442	103,651,442	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数100株
計	103,651,442	103,651,442		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	103,651,442	-	22,899	-	19,925

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 171,900 (相互保有株式) 普通株式 17,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 103,423,200	1,034,232	-
単元未満株式	普通株式 38,942	-	-
発行済株式総数	103,651,442	-	-
総株主の議決権	-	1,034,232	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次の通り含まれています。

自己保有株式	73株
相互保有株式 (株)丸紅商会	20株

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割(%)
(自己保有株式) (株)A D E K A	東京都荒川区東尾久七丁目2番35号	171,900	-	171,900	0.2
(相互保有株式) (株)旭建築設計事務所	東京都荒川区東日暮里五丁目48番2号	1,200	-	1,200	0.0
(株)丸紅商会	大阪府堺市堺区寺地町東三丁目2番2号	16,200	-	16,200	0.0
合計	-	189,300	-	189,300	0.2

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,163	25,048
受取手形及び売掛金	38,581	36,168
有価証券	9,627	8,632
商品及び製品	12,169	14,815
仕掛品	3,261	3,843
原材料及び貯蔵品	13,026	13,438
その他	5,234	5,929
貸倒引当金	217	217
流動資産合計	106,847	107,657
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	21,244	20,867
土地	20,562	20,591
その他(純額)	26,241	26,684
有形固定資産合計	68,049	68,143
無形固定資産	3,533	3,454
投資その他の資産		
投資有価証券	23,102	22,888
その他	6,246	6,517
投資その他の資産合計	29,349	29,405
固定資産合計	100,932	101,004
資産合計	207,779	208,662

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,334	31,579
短期借入金	11,472	12,600
未払法人税等	2,418	1,043
賞与引当金	2,009	2,820
その他の引当金	1,537	1,160
その他	5,103	9,816
流動負債合計	53,876	59,021
固定負債		
長期借入金	10,529	5,589
退職給付引当金	8,526	8,657
その他の引当金	168	88
その他	7,894	8,176
固定負債合計	27,118	22,512
負債合計	80,995	81,534
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,899	22,899
資本剰余金	19,925	19,925
利益剰余金	78,647	78,853
自己株式	224	224
株主資本合計	121,248	121,454
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,001	653
土地再評価差額金	3,270	3,270
為替換算調整勘定	1,964	1,552
その他の包括利益累計額合計	2,307	2,371
少数株主持分	3,228	3,302
純資産合計	126,784	127,128
負債純資産合計	207,779	208,662

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	41,989	40,829
売上原価	31,615	31,866
売上総利益	10,373	8,963
販売費及び一般管理費	6,908	6,748
営業利益	3,465	2,214
営業外収益		
受取利息	20	23
受取配当金	131	131
持分法による投資利益	126	77
その他	73	77
営業外収益合計	351	310
営業外費用		
支払利息	98	89
その他	275	148
営業外費用合計	374	238
経常利益	3,442	2,286
特別損失		
有形固定資産除却損	45	76
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	101	-
災害による損失	-	272
特別損失合計	147	349
税金等調整前四半期純利益	3,295	1,936
法人税、住民税及び事業税	1,397	730
法人税等調整額	348	210
法人税等合計	1,049	519
少数株主損益調整前四半期純利益	2,246	1,416
少数株主利益	76	71
四半期純利益	2,169	1,344

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,246	1,416
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	350	345
為替換算調整勘定	233	466
持分法適用会社に対する持分相当額	33	2
その他の包括利益合計	150	118
四半期包括利益	2,095	1,535
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,976	1,408
少数株主に係る四半期包括利益	118	126

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(注) 1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
投資その他資産(その他)	411百万円	412百万円

(注) 2 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権流動化を行っており、手形債権流動化取引による買戻し義務がありません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
手形債権流動化取引による買戻義務	345百万円	367百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	1,982百万円	1,965百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,138	11	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,138	11	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品	食品	計				
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	28,650	12,460	41,111	877	41,989	-	41,989
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	56	16	72	2,678	2,750	(2,750)	-
計	28,706	12,476	41,183	3,555	44,739	(2,750)	41,989
セグメント利益	2,894	543	3,437	10	3,448	17	3,465

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額17百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	化学品	食品	計				
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	29,816	10,218	40,035	794	40,829	-	40,829
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	63	12	75	2,567	2,643	(2,643)	-
計	29,879	10,230	40,110	3,361	43,472	(2,643)	40,829
セグメント利益(損失)	2,554	(408)	2,146	49	2,196	18	2,214

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、工事及び工事管理、物流業、不動産業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額18百万円は、セグメント間取引消去額を含んでいます。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円00銭	13円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,169	1,344
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,169	1,344
普通株式の期中平均株式数(千株)	103,290	103,288

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

株式会社 A D E K A
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種本 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 A D E K A の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 A D E K A 及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。